

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第15号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 補助金等に関する事務

所管所属：計画調整局

通知日：令和6年7月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金の補助効果の検証について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、補助効果の検証ができていないか見直しチェックシートを確認したところ、補助効果を検証するための具体的な指標・目標値の数値及びその測定方法の記載欄には「バスターミナルの便数、乗降客数」と示されているのみで、目標となる指標は示されていなかった。</p> <p>計画調整局にどのように補助効果を評価しているかを確認したところ、OCATは特定の事業者に限らず広く一般に利用可能な公共的バスターミナルとして整備された施設であり、平常時では年間12万から13万便程度のバスが発着し、利用者は約200万人に及ぶなど、多くの市民等の移動を支える公的施設として効果を挙げているものと判断していたとのことであった。</p> <p>しかし、当該補助の目的はOCATの公的機能の維持、すなわち市民等の移動を支えることができるような機能の維持であることから、便数や乗降客数の多寡のみで補助効果を測定するのは適当とは言えない。</p> <p>【指摘事項】 計画調整局は、補助効果の測定方法を見直した上で、検証されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助効果の測定方法について、市民等が安全に利用できるよう適切に維持管理され、施設の機能が維持されているかを検証し、評価できるよう、「補助対象者が善良な管理者の注意を怠ったことにより、市民による施設の安全な利用に支障を及ぼすような事態が発生した件数：0件」、「毎年度末時点のバスターミナルの乗降客数：100万人以上」に測定指標の見直しを行った。 あわせて、補助事業者に対し、善良な管理者の注意を怠ったことにより、市民による施設の安全な利用に支障を及ぼすような事態が発生した場合は大阪市に対して報告するよう書面により通知した。 今後は、実施した工事の施工状況を毎年度末に現地調査し、施設の維持管理が適切に実施されていることを確認していく。 	措置済	令和6年4月1日